

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	ラオックス株式会社
【英訳名】	Laox CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 巖
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町2丁目19番
【電話番号】	(03)6859-3800
【事務連絡者氏名】	管理本部長 田中 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町2丁目19番
【電話番号】	(03)6859-3804
【事務連絡者氏名】	管理本部長 田中 裕
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額 400,000,000円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株 予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年6月25日付で提出した有価証券届出書の記載事項につきまして、第33期有価証券報告書（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）を平成21年6月26日に提出しましたことに伴い、訂正すべき事項がありましたので、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	20,000,000個
発行価額の総額	400,000,000円
発行価格	無償
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年7月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ラオックス株式会社 財務部
割当日	平成21年10月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(訂正後)

発行数	20,000,000個
発行価額の総額	400,000,000円
発行価格	無償
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年7月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ラオックス株式会社 財務部
割当日	平成21年8月3日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(注) 4 第三者割当による新株予約権の発行

本発行要領及び割当先との間で締結する予定の取引契約に定められた諸条件を考慮し、第三者割当増資による本新株予約権の行使により当社が交付する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を20円と算出しました。なお、第三者割当増資による本新株予約権の発行については、有利発行である可能性があるため、平成21年7月24日開催予定の臨時株主総会における新株予約権の発行に関する議案に対して株主の皆様のご承認いただいた上で増資を実施することといたします。但し、権利行使期間は、平成21年10月1日から平成24年9月30日までの3年間となります。

なお、本新株予約権の行使価額と新株式の発行価額は異なっております。本新株予約権の発行の算定基準（発行価額無償、行使価額 20円）は、本新株予約権の前提となる第三者割当による新株式の発行に準じており、前提となる第三者割当増資の算定基準は、その1株当たりの発行価額は、現段階で想定される月次損益を織り込んだ平成21年5月末時点での当社の時価による純資産を、新たに提携先に経営権を移譲するために第三者割当にて発行する株式数125,000,000株に発行済株式数68,642,288株を加えた株数で除して算出した価格をベースにしており、株価の動向等も考慮し蘇寧電器股? 有限公司、日本観光免税株式会社と、増資引受を前提とした協議をもとに決定したためであります。

(訂正後)

(注) 4 第三者割当による新株予約権の発行

本発行要領及び割当先との間で締結する予定の取引契約に定められた諸条件を考慮し、第三者割当増資による本新株予約権の行使により当社が交付する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を20円と算出しました。なお、第三者割当増資による本新株予約権の発行については、有利発行である可能性があるため、平成21年7月24日開催予定の臨時株主総会における新株予約権の発行に関する議案に対して株主の皆様のご承認いただいた上で増資を実施することといたします。但し、権利行使期間は、平成22年1月15日から平成25年1月14日までの3年間となります。

なお、本新株予約権の行使価額と新株式の発行価額は異なっております。本新株予約権の発行の算定基準（発行価額無償、行使価額 20円）は、本新株予約権の前提となる第三者割当による新株式の発行に準じており、前提となる第三者割当増資の算定基準は、その1株当たりの発行価額は、現段階で想定される月次損益を織り込んだ平成21年5月末時点での当社の時価による純資産を、新たに提携先に経営権を移譲するために第三者割当にて発行する株式数125,000,000株に発行済株式数68,642,288株を加えた株数で除して算出した価格をベースにしており、株価の動向等も考慮し蘇寧電器股? 有限公司、日本観光免税株式会社と、増資引受を前提とした協議をもとに決定したためであります。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1．臨時報告書の提出

<省略>

2．事業のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第32期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成20年6月27日及び訂正報告書の提出日平成20年7月23日、平成20年9月5日）以後、本有価証券届出書提出日（平成21年6月24日）までの間に生じた事項は以下のとおりであります。その他事項についての変更はありません。

また、当該有価証券報告書及び有価証券届出書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成21年6月24日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<省略>

(3) 継続企業の前提に関する重要な疑義について

<省略>

3．最近の業績の概要

<省略>

（訂正後）

1．臨時報告書の提出の全文削除

<省略>

2．事業のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第32期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成20年6月27日及び訂正報告書の提出日平成20年7月23日、平成20年9月5日）以後、本有価証券届出書提出日（平成21年6月24日）までの間に生じた事項は以下のとおりであります。その他事項についての変更はありません。

また、当該有価証券報告書及び有価証券届出書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成21年6月24日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<省略>

「(3) 継続企業の前提に関する重要な疑義について」以下の全文削除

「3．最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日	平成20年 6月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第32期)	自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日	平成20年 7月23日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第32期)	自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日	平成20年 9月 5日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 平成 20年 4月 1日 至 平成 20年 12月 31日	平成21年 2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A-4に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日	平成21年 6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A-4に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

ラオックス株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯 村 榮 典指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 笠 原 直

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、当連結会計年度において、売上高が58,981,092千円と前事業年度の80,671,127千円と比べて大幅に減少している。また、平成17年度に9,891,595千円、平成18年度に5,292,496千円の連結当期純損失を計上し、当連結会計年度においても5,992,807千円の連結当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する会社の対応等については、当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成20年3月5日から平成20年4月2日までに、公開買付けにより自己株式の取得を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

ラオックス株式会社

取締役会 御中

霞 関 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	劔 持 俊 夫
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 和 夫
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 今 朝 夫
--------------------	-------	-----------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において連結営業損失が6,612,522千円となったことから、平成14年3月期から8期連続で営業損失を計上しており、また、連結営業キャッシュ・フローもマイナス2,527,332千円と4期連続マイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるラオックスヒナタ株式会社は、平成21年6月22日開催の定時株主総会において同社の特別清算を決議した。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月25日開催の取締役会において蘇寧電器股? 有限公司及び日本観光免税株式会社との業務資本提携並びに、平成21年7月24日開催予定の臨時株主総会での有利発行に係る決議を前提にして、蘇寧電器股? 有限公司の子会社であるGRANDA MAGIC LIMITED及び日本観光免税株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行を決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラオックス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ラオックス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

太陽 A S G 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯 村 榮 典指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 笠 原 直

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、当事業年度において、売上高が56,094,807千円と前事業年度の75,919,003千円と比べて大幅に減少している。また、前々事業年度に8,950,269千円、前事業年度に3,441,957千円の当期純損失を計上し、当事業年度においても8,079,721千円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する会社の対応等については、当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成20年3月5日から平成20年4月2日までに、公開買付けにより自己株式の取得を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

霞 関 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 剣 持 俊 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 和 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 今 朝 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラオックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第33期の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において営業損失が5,389,211千円と8期連続で営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるラオックスヒナタ株式会社は、平成21年6月22日開催の定時株主総会において同社の特別清算を決議した。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月25日開催の取締役会において蘇寧電器股? 有限公司及び日本観光免税株式会社との業務資本提携並びに、平成21年7月24日開催予定の臨時株主総会での有利発行に係る決議を前提にして、蘇寧電器股? 有限公司の子会社であるGRANDA MAGIC LIMITED及び日本観光免税株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。